

1か月児健康診査費用助成のご案内



1か月児健康診査契約医療機関

助成対象者 (次の要件をすべて満たす方)

- 1か月児健康診査の受診日当日に、草加市に住民登録のある方
- **生後27日**を超え、**生後6週に達しない**間に1か月児健康診査を受診した方 (生後5週6日まで)

費用助成の受け方

- 契約医療機関で受診する場合は、受診時に診査票を提出してください。窓口での費用負担はありません。
- 契約医療機関以外で受診する場合は、医療機関で健康診査費用を支払い、**出生日から6か月以内に、償還払いの手続きを**してください。
※診査票につきましては、記入していただける場合のみ、医療機関に提出してください。
なお、その際の**文書料は助成対象外**となりますのでご了承ください。

医療機関名	所在地	電話番号
Moro マタニティースクエア	草加市中央1-6-3	048-920-6003
水上レディースクリニック	草加市新栄2-27-8	048-934-0303
越谷市立病院	越谷市東越谷10-32	048-965-2221
産婦人科菅原病院	越谷市越谷1-15-2	048-964-3321
高橋レディースクリニック	三郷市采女1-232	048-950-1200
永井マザーズホスピタル	三郷市上彦名607-1	048-959-1311
佐藤産婦人科	越谷市新越谷1-34-4	048-985-0310
獨協医科大学 埼玉医療センター	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111



1か月児健康診査の詳細
(契約医療機関等)
はこちら



※上記医療機関以外で1か月児健康診査を受診された方は**償還払い**(裏面参照)となります。

償還払い（契約医療機関外で健康診査を受けた方）

(1)～(4)をそろえて、出生から**6か月以内**に、こども家庭課に提出してください
(郵送の場合は消印有効)

(1) 母子健康手帳のコピー（※検査結果が記載されているものをコピー）

- ・ 出生届出済証明
- ・ K2シロップの投与
- ・ 先天性代謝異常等検査
- ・ 新生児聴覚検査
- ・ 1か月児健康診査

(2) 草加市1か月児健康診査費用助成金申請書兼請求書

(3) 医療機関が発行した領収書・明細書（原本）

(4) 診査票の「こども家庭課控え」の用紙（※診査票に記入していただいた場合のみ）

上限金額は、**6,000円**

※支払った健康診査費用と6,000円とで、低い金額の方が助成額となります。

※助成対象は、健診料のみです。投薬料や容器代は対象外となります。

1か月児健康診査
申請書兼請求書の
ダウンロードはこちら



お問い合わせ先

こども家庭課 母子包括推進係 にんしん出産相談室ぽかぽか

〒340-0041

草加市松原1丁目3-1

（子育て支援センター2階）

電話 048-953-9887（ぽかぽか専用）

利用時間 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く平日）



獨協大学前駅西口から 徒歩 約3分

※お車でのご来所の際、駐車台数に限りがありますので
駐車できない場合もあります。